

報告第 4 号

専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求める
について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第 30 号

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険税条例(平成 12 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の桐生市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 説 明

報告第4号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求める について

地方税法施行令の一部改正に伴い、桐生市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和7年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、国民健康保険税の医療分及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額及び国民健康保険税減額措置における判定所得基準を引き上げるものです。